

医療保険制度の見直しについて

＜提案・要望先＞ 厚生労働省

＜提案・要望内容＞

医療保険制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき国民健康保険制度の改革をはじめとした見直しが進められているところであるが、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすおそれがあることから、国においては地方の十分な理解を得た上で進めるとともに、国の責任において、将来的に全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すこと等について、下記のとおり要望いたします。

記

1 国民健康保険制度については、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、将来にわたり持続可能な制度となるよう、国が責任を持って、保険料負担の平準化や都道府県への財政支援策等を講じ、医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ること。その際、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部の決定に基づく、保険者努力支援制度等の実施のための毎年1,700億円の確保や財政安定化基金への積立不足分300億円の平成32年度までの積み増しについては、消費税率引き上げ等の状況にかかわらず、国の責任において確実に行うこと。

また、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の廃止等、国保基盤強化協議会において地方が提案している方策の実現を図ること。

後期高齢者医療制度については、しっかりとした将来推計による財政試算のもと、安定的な運営ができる制度とすること。

これらの制度改正に際しては、地方の意見を十分に尊重し、新たな地方の負担が生じることのないようにすること。

2 将来にわたり安定した国民皆保険制度を確保するため、今回の国民健康保険制度の見直しにとどまることなく、国の責任において全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すとともに、それに向けた道筋を早急に明らかにすること。